

がけ地近接等危険住宅移転補助制度の創設について

◆経緯

土砂災害警戒区域からの移転を促進するため、令和2年1月1日より、移転等を希望される住民への補助制度を開始した。

◆内容

土砂災害警戒区域内の住宅であって、当該指定以前に建設された住宅について、除去もしくは移転に係る経費を補助する。

①除去費 危険住宅の除去等に要する経費
上限 1戸あたり97.5万円

②建設助成費 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費
上限 1戸あたり421万円（土地96万円 建物325万円）

※金融機関から資金を借り入れた場合の利子に相当する額が対象

◆効果

令和2年1月～3月実績

申請件数 0件

補助金額 0円

相談件数 3件

